

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年3月18日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和2年3月18日（水） 午後1時45分
防府市役所4号館3階 第1会議室
- 3 閉会日時 令和2年3月18日（水） 午後2時54分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第15号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第17号 農地法施行規則該当転用届について
報告第18号 時効取得の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 原田 道昭委員

16番 内田 成男委員

午後 1 時45分開会

○事務局 ただいまから 3 月の月例総会を開催いたします。

本日は全員御出席でございますので、会議規則第 6 条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいて、議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長 （挨拶）

それでは、議案審議に入ります。

本日の議事録署名委員さんは、1 5 番の原田委員さん、1 6 番の内田委員さんのお二方をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 3 号。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は 1 ページ、資料は 1 ページから 4 ページとなります。

議案第 1 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、今回、2 件提出されており、いずれも所有権の移転で、目的は耕作規模拡大です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1 1 番 1 1 番、石田です。本案件は、———にお住まいの———の農地を、同じく———の———が取得されようとするものでございます。

現場は、———の———という所にある農地 2 枚で、場所的には———を———に向かって行って、———という———、———がある所からちょっと入った所なんですけど、農地 2 枚ありまして、今回申請が出ている両方とも今まで———が土地の管理をされておりました。そのうちの 1 枚は草を刈って管理しておられて、もう 1 枚は、ビニールハウスを建ててイチゴなんかを作っておられました。———も、ほかにもたくさん農地をお持ちですけど、将来的にも継続できる見込みがないことから、———にお願いしますということで、譲られることになったそうです。

2 枚あるうちの 1 枚、ビニールハウスが建っている所があるんですけど、現地確認したところ、雑木林のように木が繁っていて、これはどうするんですかとお聞きしたんですけど、ここで認めて

いただければ、自分の所有になればすぐ木は伐採して、きれいにしますということでした。取得された後はネギを本気で作ってみたいとおっしゃっていました。

地元委員としては、いい話になったんじゃないかと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。

それでは、資料は2ページにあるんですが、19ページを開けてください。19ページを横に見られたら分かるんですが、今回の事案は、———という右側の、黒く塗っている農地を、——の———さんという方が、———、というので158m²ほど購入するという事案です。

———は、3月9日の14時から直接自宅へ行ってお話をして、農機具とか本人の意向等も確認をしましたので、御報告をしたいと思います。

場所は———の———のほうですが、———というか———というか、150mぐらいですね、その辺の土地になります。

———のすぐそばで、19ページで説明すると、この———の進入路は、———からこう入って黄緑のところを通って用地のほうへ行かれるという土地だったんです。今回ここを売るということになって、ここの———というのは、———と———という方が2人で所有しておられたというのがありまして、今回、———が田を売るためにここの進入路が必要だから買い取るということで、2分の1に該当する分の、100mの1m500ぐらいの幅ですか、それをここの進入路をあげるからこっちをうちにくれというふうな事案です。

———は継続して現在ある———の農地を———と耕作していくということで、———も、あるいは———も———にいらっしゃるので、やるという意味確認をいたしました。

第3条の2項でチェックする項目があるんですが、まず1号の関係ですが、必要な機械の所有状況、それと、農地を効率的に使うかどうかということを検討しましたら、これについてはやるということで、機械もそろっておりました。該当しないということです。

2号も該当しません。3号も該当はありません。

4号は農作業常時従事要件、これも先ほど言いましたように、子供さんも手伝うし、近所の方、

兄弟の方が一緒にやるということですね、これについても作業人がいるということで該当はしておりません。

5号についても、下限面積は問題ありません。合わせて4反ぐらいになりますね、ミカンも作っていらっしやいますから。

それと、6号についても該当はありません。

7号ですが、地域との調和要件ということで、周辺は既に耕作放棄地が非常に多くて、幾らか川ざらいとかはすることがあるんですが、そのときには出てやるということで、これについても問題はありません。

以上のことから、地元の農業委員としては、そういう関係で——田を譲ってもらおうという事案ですので、問題はないと理解しておりますので、皆さん方の御意見をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第14号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書は2ページから3ページ、資料は5ページから最後28ページまでとなります。

議案第14号農地法第5条の規定による許可申請ですが、今回4件提出されております。

この4件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が2件、建売住宅が2件です。

まず、受付番号1ですが、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積2.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号2番、建売住宅です。農地区分は集団農地面積4.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

続いて、受付番号3の建売住宅です。農地区分は集団農地面積6.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。こちらも開発許可申請の準備中です。

最後に、受付番号4は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.09haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案書の2ページで、資料の5ページです。議案第14号の1は、———の農地を転用し、

——が太陽光発電設備を建設したいという申請です。

3月11日に、事務局2名と現地確認をしました。宇多村小委員長さんは、その翌日に確認をされたということです。

それから、ヒアリングを3月11日に——、それから——、——
——と行いましたので、その結果を報告します。

現地は——から——へ700m程度行った——になります。ほとんど山の中ですが、このルートから行くと一番てっぺんの農地、7ページにある地図で——さんというのがあるんですが、その農地が最後の農地ですけど、ほとんど山ということです。

——こういう話があり、譲り渡しをした
いということでした。残りの農地がこの方、——に住まわれている、家があるんですが、家の周りにもう少し2反程度残りますが、それもできれば売りたいという話をしたところ、向こうはちょっと面積が小さいので、なかなか難しいということでした。

この今回の農地については、親戚が牧草をずっと植えていらしたんですが、昨年返還されたということです。

それから、譲り受け人の——ですが、——で、市内に既にたくさん太陽光発電施設を手がけております。確認したところ、着工は順番にやっていくので、まだこの前取った所も着工していない所があるので、順でやっていきますということでした。

それから、今言いましたように山のとてっぺんのほうで、この周りは木という格好になっているんですが、2枚の細長いほうの構造の——に実は水路があるんです。この水路をため池用の——用水路ですが、私も知りませんでした、これ——、土地が個人所有でしたので、一緒に買ってもらいましたということだったので、——に、水路をどうするのかという確認をしましたところ、水路はさわらないということでした。

それから、フェンスで囲まれると、水路を掃除したりするのに困るので、その辺も確認したところ、ちょっと内側にフェンスはやる予定ですよという回答をいただきましたので、そうすると、一応水路の問題はないのかなというところですよ。

で、ちょうど一の、——という、ここにお住まいの方がいらっしゃいまして、お話をしました。話は一応聞いているけど、まだ言わないといけないことがあるということで、——にも、それから——にももうちょっと調整をしてくださいよと。その調整というのが、草が

こっちに来るから刈ってくれとかの話で、建てることについては、まあしょうがないねという返事でしたから、説明をもう一度してくれと、打ち合わせをしてくださいということで、それは——
——からはやりますという返事をいただいております。

山でイノシシがいっぱい出て、作物はとても作れる所ではないので、荒れるよりはいいのかなという気がしております。

報告は以上です。皆様の審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

資料は11ページからになります。議案第14号の2は、——と——の農地を——が譲り受けて建売住宅を建設したいという申請です。

現地確認を3月11日に事務局2名と行いました。宇多村小委員長さんについては先ほどと一緒に翌日に確認をいただいております。

それから、3月10日に——と、それから——とお話をしております。その結果を報告します。

現地は——からへ300m程度行った——にあります。——は事前に、1、2カ月前ですが、農地をほかへ譲るという話をされにこられました。そのときにいろいろお話を聞きまして、もう全部売りたいということでした。今回、全部売れるということでお話を聞いております。

——できれば売りたいという思いを持っていたようです。今回、話がありましたので手放すということなのですが、13ページの地図で左側の下、これが今造成中で、数ヶ月前にここで承認をいただいて、今、——が造成中の所です、こことちよどつながりもあるということで、一緒に開発をするということでお話をされたようです。

まだ全部売れていない、今開発を造成しているところは全部は売れていないが、もう1区画とか2区画とか残っているということなので、それが売れ次第、工事にかかりたいということですが、

ほとんど売れるという話でした。

それと、被害防除計画で16ページ、———の所で———と書いてありますが、この場所は———が管理をしている地区になります。で、———連絡をしたら、大急ぎでやって来られまして、説明を受けまして、地図もいただきました。

一番気になるのが、小さい用水路に排水するんじゃないかということでしたが、15ページにあります。ここ、———飛び出た所があるんですが、———がちょっと大きな川、———というんですが、そちらのほうへかさ上げをして出すということですから、そうすると、小さな用水路には入ってきませんので、一応了承をいたしました。

その日は3月10日ですので、16ページの———は3月10日、———ということになります。

この日にそういう内容のものを———、また独自に契約書を持っているんですが、その契約書を出していただきまして、了承したということです。

報告は以上です。皆さん御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 14の3、6番の吉本です。

それでは、資料は17ページから見てください。

14号の3について説明します。

これの前に、8ページに、実はこの———という方は、利用権を設定されて田を作ってもらっていたわけですね。最初の8ページにありますので、それらを参考に見てもらったらいと思います。既に解消をして農地を売却するということです。

先ほども関連があったので言いますけど、———の———のほうの150m付近ですね、本議案は、———所有の農地を———が建売住宅をするということで、購入するということです。

現場調査、3月12日の13時半から農業委員会の事務局の方2名と田村職務代理で行いました。

12日に———には、3月9日に電話で、———電話で聞き取りましたので、結果に

ついて報告いたします。

この農地は、17ページからずっとあるんですが、17ページを見たらわかるんですけど、すぐ——のほうは宅地ですね。耕作されているのは今の申請地の——の——という方だけですね。一のほうもあるんですけど、耕作放棄地が多いという所です。

資料の21ページにはありますように、6棟の建売住宅を作るということです。現場で、立地基準と一般基準に照らし合わせて検討しましたが、周辺に宅地が近接しているということで、ほかの土地では目的を達成することができない場合は、許可してよいということに該当します。

また、事業者が資力、信用があるかどうかということで、——はこのあたりの、特に農地をかなり購入されて建て売りをされておられて、かなりもう需要が多くて売却が進んでおります。

これも3月12日の14時40分、——という方です、担当は、お話をして、実は一が今の17ページにあったように、一が耕作をされるので、入り口の付替えなんかするので、水路の一部加工をするということを——のほうで要求されたので、——にはその要望に応じていただくようにということで、水が入るようにお願いはしておきました。

それと、——のほうは書いてあるように、3月12日の14時から——と確認しております。一応農業用水路に汚水を出すということですね。

それと、3月10日にこの事業計画あたり作った——さんと電話で確認をしております。

余り関係はないと思うんですが、さっき話した19ページですね、また横見てもらったらわかるんですが、——、道というのがあって、——のほうから——と——というのを通って、こちらの——の——さんの田んぼに今度は進入路として入るわけですね。

したがって、——の田がその進入路が少なくなるから、実はその6mの進入路ですが、すぐ下に苗の置場とか作業をして入るのに、下にずれるという（「軽トラの置場です」と呼ぶ者あり）軽トラなどを置く場所がありまして、したがって、先ほども話したように——の田んぼが少し狭くなるということですね。

ということで、現地のほうちょっとややこしいところもあったんですが、——も話したように、隣に耕作される方がある方についても、いろいろ要望を聞いておりますということで、問題ないと判断しております。

皆様方の意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いしま

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第14号の4は、実は先月の議案第8号の案件で、書類の不備のため保留となって、改めて申請したものでございます。

——の農地を——が太陽光発電設備のため購入し、これを農地転用したいとする所有権移転の申請でございます。

2月12日に吉本小委員長さんと事務局の方で農地の現地確認をいたしました。この農地の所有者の——は、数年前——、その後は農業をされておられません、草刈り等の保全管理は当日現地に行ってもしっかりとされておりました。

2月14日に担当の——と電話にて、これ——でございます。したがって、この件の経緯についていろいろとヒアリングをした結果、皆さん御存知の——という——がありますが、この——が仲買をされており、また、2月15日に——、それから2月16日に——にヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

なお、今回必要とする資金繰りにつきましては、——からの融資が確定しております。この太陽光発電施設の管理は今申しました——がするというのを——からお聞きしておりますし、——からも改めて——のほうに電話を入れて確認をいただいております。

当該農地の場所は、お手元の資料の23ページ、お開きください。これに記載ありますが、——約10mちょっとのところにあります。これは——にあるわけです。

この農地の転用は、第2種農地のため立地基準、それから一般基準、この2つの審査基準がありますが、それぞれ私なりにチェックをいたしましたが、いずれもクリアしており、また、近隣農地への影響は雨水のみであり、同じく23ページで見ていただきますと、この周りの斜線になっている所は全部太陽光の設備がある場所でございます。

したがって、特に周辺の農地への影響はないものと判断いたしております。

御報告は以上でございますが、地元の委員としては特に問題ないものと判断いたしますが、皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、４番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第１５号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第１５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集４ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第１５号につきましては、令和２年３月２６日公告予定の利用権設定が４件提出されております。農地の集積面積は８,０４７㎡でございます。

内容としまして、使用貸借権の設定が３件、所有権移転が１件、新規２件、再設定１件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

では、私から。３番、４番の設定を受ける方について、どなたか御説明いただければと思います。どうぞ。

○４番 ４番、宇多村です。

ちょっと背景を御説明いたしますと、———という方は、皆さん御存知のように、———

———といたしますかね、そういった大きなテーマをもとに———に居住してこられた方です。昨年ぐらいに補助がちょうど切れて、今から自立していこうということになっています。

それで、利用権を設定するものの———という方は、———
———に家を持っていって、その方の家を借りて今、———
———という方は住んでいらっやいます。

———なんですけども、———という形で、引き続き地域に貢献して
いらっやいます。———自身は、———を栽培するとともに、———
———でやってい

るといった方です。

その方が、こちら側にも自ら土地を求めて、一の栽培を含めてやっていこうというような意向の持ち主の方でございます。

地域には引き続き、貢献していращやるので、お知らせしておきます。

以上です。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 4番ですけど、私からの所有権移転になるんですけど、ここの農地を私が所有している、なぜかという、以前、この——にある茅葺屋根の農家住宅をこの方が取得されたいという相談を受けたときに、農地がついていて、当時——の補助金もらっている身で、農家にはこの面積ではなれないので、そこの茅葺屋根を直して、いずれ——みたいなことをしたいということで、取得されるものに制限がかかるので、そこの家も買えないという状態になっていて、それで相談を受けたので、それなら私が1回買いましょうと、取得はしたんですけど、このたび——も卒業されて、上の先ほどの宇多村委員さんが言われた——と合わせると、2反以上の耕作になり、問題なく取得できるということで、そろそろ名前を移して管理をしてもらいましょうということで、ここへ上げさせていただいた次第です。

以上です。

○藤井会長 これも一応新規になる、扱いは、新規契約。事務局、どうなる。

○事務局 所有権移転は全て新規、所有権移転、下のほうですよ。

○藤井会長 ああ、所有権移転かね。

○事務局 はい、そうです。

○藤井会長 分かりました。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 2番の——なんですけど、すごく小さい3aの田んぼを借りてくれて、これありがたいなと、私も3aほどあるんですけど、この方も最近、地域への思いがだんだん強くなってきて、地域の道を直してくれたりとか、すごくしてくださるので、こういう田んぼを作ってくれる人がいるから地域が成り立っているんだなというのを私自身はしみじみ感じています。

以上です。

○藤井会長 ほかにございませんか。

1番と3番とこれ契約期間が1年ですけど、これは何か理由があるんですかね。はい。

○15番 15番、原田です。

1番の——は、前回もちっと話したような気がするんですが、今年の春から新規就農で——に家を借りて山芋を作るということで、一応使用貸借は1年なんです、新規就農なので、

今年このほかにも————が契約している分を一部————が作ったりして、とりあえず1年間様子を見て、それからまたさらに次年度以降、契約をしていこうということで、今年初めてなのでとりあえず1年という設定になっています。

○4番 4番、宇多村でございますけども、3番目の案件で————の土地で3筆ありまして、これが一番1年更新で一緒になっています。

これは、————という方は、実家はこちらにあるんですけど、かなり————であって————自宅を持っていちゃいます。で、————に住んで自分の家を財産をどうしようかという中で、家があり、周辺にこの3筆の土地があるんですけど、先日、————と————が一緒にお話する中で、やっぱりまだ財産は当面は残しておきたいという意向で、————の意向により1年ということで、これから先はもう決まっているわけじゃないんですけど、なぜ所有権移転しないのかなということも思いましたけども、事情とすれば————の思いということだと思います。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。議案第15号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第15号、承認させていただきます。

続きまして、報告事項が13号から18号までございます。

何か御意見がありましたら、お願いします。

私から1つ、報告事項の第15号ですけれども、6、7、8、9、10番、先ほど来、3条とか5条に出てまいりましたが、恐らく行政や————の農地が扱われたんだろうと思うんですけど、今回上がってくるほかのところで、合意解約されているこの土地の行く末はどういうふうになっているのか、どなたか教えていただければと思います。（「8ページ」と呼ぶ者あり）8ページの6、7、8番の農地ですね。

○6番 6番吉本です。————とはこの土地についての話はしていないんですが、従前からこの周辺は非常に用水路の供給水が入らないということがありまして、現在、横の水路を1列目、2列目まではU字溝を埋めていただいたんですが、3列目のU字溝がなくて土羽のままで草だらけで水が流れないというか、田の状態がそういう状況なんです。以前から言われていたんですけど、8ページの6、7、8と、9は今回改修されたんですが、6、7、8やっておられたんですけど、一つはいつも言っておられたのはやはり水が来ないと、ポンプアップをしておられたんですね。あわせて私のところは第1種の農地がたくさん余って、どちらかというと条件のいいほうを購入したり、

そちらのほうを預かったりするという動きになっています。それで条件のこういう悪い所は解約したと、従前から話したときには言っておられましたので、そう言ったと思います。

○藤井会長　じゃあ、今後これ耕棄になる可能性が大という……。

○6番　ですね。

○11番　そういった農地で例えば水田じゃなくて、ほかのものとかを作りにくいんですかね。水が抜けないと。

○6番　水田ですね。畑は無理ですね。

○11番　なかなか使うのも難しいだろうという感じですかね。例えば、里芋とか。

○6番　道もないし水路も整備されてないし。道も舗装していないしね。でこぼこでね。

○藤井会長　今後、どこか利用方法がないか地元委員さん中心に皆さん方もこの農地があることを頭に入れておいていただいて、何か利用できるようなことがあれば動いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一つ5番ですが、いろいろ新規事業者の支援の仕方ということに関しても問題提起になるような案件なので、地元委員さん御存知であれば少し説明いただければと思いますけれども。

○4番　4番宇多村です。こちらに上がっています5番の———と言われるんですけど、この方も先ほど新規就農ということで約5年前に———に來られました。目的がというと———ですよね。———をやりたいということで、———と———に合わせて5,000平米ぐらいの農地を、———なんですけど借りられて、その土地で自ら———で生計を立てていこうという目標のもとで就農されておりました。その家族の構成でございますけれども、———いちゃいますよね。そういった環境の中で———に家を借りて、その近所の———と併せて少し1kmばかり離れています反対側の———の———で就農を試みて、契約を中間管理機構の中に入れて、営農の指導を受けながら、自ら生計が立つというようにやっていらっしゃいましたけど、これが昨年の12月に私へ———から電話がありまして、———であると、だから———から実家である———のほうへ帰るんだというふうな話を突然されてきました。———の家というのが、やっぱり借家でありまして、家の持ち主にも挨拶に行かれて、もう———から出ていくということを一方的に言われたんですけど、これまだ補助は全部完了している状態じゃなくて、補助事業もあと1年ぐらい残しながら途中での解約ということになっております。補助の途中で、現在まで補助金も営農するという約束のもとで出ているわけでございますけども、その途中でもう放棄して地元へ帰るということが、そもそも補助事業になじむのか、おかしいんじゃないかということを行政にも申し立てをしてはみましたが、今までの補助金出している部分の返還命令を出すとか、そういったペナルティというのはこの制度の中にはないので、仕方がないのかなということで終わっています。

この土地の貸主からも———を———に預けながら、途中、もう2年ぐらい前からなかなか現地で働いてくれないから、現状は草ぼうぼうになって、山に返っているような状況になっています。だから、———の———を貸した人も、または———ですかね、———のところの———が住んでいる近くの山ですけど、3件ぐらいこの人に貸しているけど、———は自然になるんですけどね、取らないからカラスが取って食ったりとか、———がついたりとか、周辺に非常に被害を与えたような状況になりますし、借りた土地も草ぼうぼうで木も生えている状況になっているから、こんな状態ではそもそも賃貸契約は原状復帰ということが前提になっておりますので、それも不十分なままでは解約に合意はできないよということも、中間管理機構も含めて地元では話しています。

そういった中、———
———に頼むなり、自らやるなりして草を刈ってお返しすると。植えた———はどうなっているかと、これも全部切って土地をお返しするかということが最終段階として、今、———と地元の紹介した人との課題ですけども、これはもうきれいに返してもらってということで、補助事業の途中ですけども、諦めて帰られるという状況で、市も県もずいぶん指導には入っていたみたいですけども、なかなか本人がその気になってくれないというような背景がございまして、皆が諦めているような状況でございます。とても残念ですけども、こういった状況になりました。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。どうぞ。

○11番 今、ペナルティがないと言われたんですけど、例えば準備型を受けている人が、1回事例であったんですけど、途中でやめられたら、その場合は農業法人関連の会社とかで雇用されて、そこで一定期間働いてくださいという条件が付いていたはずですけど、返し方のほうは、僕も理解していないが、どうなのでしょう。

○4番 ただいま御説明した内容については、いわゆる補助をもらっているが途中でやめてペナルティがないのかと、今までの補助金は返還じゃないかということですから、これが補助で一番気になることなので、3月議会の委員会で、新年度の予算審議をする中で、私が質問しました。そのときに、ペナルティというのがないと、農林水産振興課長から答弁がありました。

こういった地方創生のいわゆるお金を使って、新規就農なり———とかそういった者が来ますけど、自立してお金をもらってその地域に住んでくれる、子供も産んでくれる、そういった状況が本来の目的だろうけども、確かに難しい部分もあるけど、任期は全うしてもらわないと、ちょっと問題があるんじゃないかとは思いますが、やっぱり市の担当としても、とてもつらい出来事だろうとは思う。

○11番 この方の場合にはやる気の問題だったのかなとも思うんですけど、やる気があって頑張っている人でも経営が成り立っていない人が大半で、就農目標を1人も達成していないという状況なん

ですね。175万円ですかね。これだけ新規就農は厳しいんですよ。このまま頑張ってもらっても、今のままではそれを打開していける道筋が立つわけがないんですよ。行政がやらせた計画に囚われすぎるのじゃなくて、例えば、今、土地利用型の担い手で跡取りがいないところがたくさんあるわけで、そういうところの農繁期に手伝いに行くとか、アルバイトで行って、気が合うようであれば後継候補として引き継がせてもらったりとか、こういう次のステップをそろそろ考えていかないと、それだと設備投資も要らないから、土地もそのまま引き継がせてもらったりしたら、かなりいい経営になってくるんじゃないかなと思うので、しっかり農業委員会からもそういったことも含めて、市の執行部も多分自分たちはできないでしょうから、こっちも手助けしながらできたらなと思っています。皆さんからもプッシュしていただけたらと思います。

○4番 ぜひ、それに対する支援も頭の中に入れておいていただけたらと思っています。

○藤井会長 はい、ありがとうございました。今いろいろ御意見が出たんですけども、実際、そういう立場で過ごしてこられた中山委員さん、何かこの件に御意見があったら。

○3番 3番中山です。———の件ですけれども、僕も年が明けてから、ちょっとまずいということとは聞いていまして、どういうふうにもまずいのか役所で話を伺ったら、全然やる気がないのか、管理を全然されていなくて、———、そっちのほうに今は凄く手がかかるらしくて、———、役所からも僕も———そっちのほうを心配されて、やっぱり———でいろいろあって、計画通りにいなくて、その計画の時点で———を主にするという、そもそもそれが無理があったんじゃないかという話でした。私のほうは最初に就農して———と違うところは、売り先は井元委員の紹介で市場できっちり抑えていただいて、ここで一本化して市場との関係も良好に今のところいっていますので、やはり売り先がきっちりしていないと新規就農者は非常に厳しいと、最近も役所と話していたところです。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。———の件は、最近やる気をなくしておられたのは事実ですが、当初は地元の———の専門の方のところでぎっしり研修されてスタートされたんですけども、どこかで指導者との意見の食い違い、方向性のはき違えもあって、地元の方も多大な期待をしすぎたところもあるような状況が、こういう事態を招いた一因ではないかと思っていますので、石田委員がおっしゃったように、最初の計画の設定の仕方もしっかり考えていく必要もありますし、地元とのかかわり合いも、どうしたらうまくやっていけるのか、余り期待しないように長い目で育ててあげられるような寛容な気持ちも必要なんじゃないかなと、今回のことを見て思ったんです。どうですかね、今後、私たちも新規就業者をできる限り支援していかなくちゃいけないんですけども、補助金をもらわずに自分の思うようにのびのびやっていただくのが一番いいんですが、もらう限りはそれなりの責任もついてくるので、その辺が難しいところではあるんですけども、どういうふう

にかかっていくか、改めて考え直さないといけない時期に来ているんじゃないかと思いますが、何かその辺で御意見があったらどうぞ。

○4番 その件に対する私の勝手な思いですけど。いわゆる国の補助事業をもらうために計画を作るわけですが、私が農協にいた時代から、国の補助事業をもらうがための計画と、新規就農をするための補助申請するための計画と、そういったものはかなりもらってできるのかなというぐらいの厳しい計画に確かになっているから、そこがどうなのかなと思います。

先ほど会長さんが言われましたように、長い目で見るとというのが、それは大きな計画を作って補助をもらってやれやれと言われて、できなかったら、というのはやっぱり厳しいかなと、現実的には思うので、より育てるという意味合いの補助金だと考えていけば、例えばアルバイトをしてはいけないから、そこら辺も可能にしていって、収入ができることを支援してあげる。副業を認めるとかしないと、それだけでやれというのはやっぱり難しいですよ。先ほど———の話も出ましたが、———だから、こちらのほうは私は安心している。けど———の場合は———
———やっぱり生活の支援というか、お金が手に入る仕組みを別に用意してやらないと、農家だけでやれというのは、やっぱりかなり難しいような気がしますし、百姓だけだったら食べられないと石田さんが言われるのもそのとおりだと思います。そこら辺の規制緩和は必要かなと思います。

○11番 ただ、今までそういう相談したことがあって、アルバイト認めてあげてよとかの話はすることはあるんですけど、まずはその最初に作った計画の目標を達成した後にやれみたいなことを言うんですね。その目標自体が県とか無理やり経営指標の数字を当てはめて、かなり無理やり作っているんですよね。だから行政のあり方としては、大きい目で見るということであれば、———

———また後、県との関係が良くてそういう計画変更で済むのであれば、若干落とした計画に変更していくとか、その辺は、今までは本当、頭を押さえつけるような感じで、もう無理やり数字を当てはめて規模とかも含めて書かせよところがかかなり強かった。私も、新規就農で稲作、米やるからと、米やったら収益上がらないからだめと言われて、随分戦ってやっと———で———というのが通ったんですけど、今はしっかりと頑張っただけで地域のためになっているんじゃないかなとは思っているんで、県の言うことが全てじゃないし、現場のことをわかっているのは我々、農業委員のほうなので、その辺はしっかりと行政も尊重してほしいなと思っていますところなんです。

○藤井会長 新規就農者に対する現状はそういうところですので、この辺のところをしっかりと踏まえていただいて、今後改善できるところは改善できるように御協力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か報告事項の中で御質疑があればお伺いしますけれども。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　ないようでしたら、以上で議案審議を終了したいと思います。

午後 2 時 54 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 3月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員